

令和 8 年度の主な事業

1 (仮称) 長久手市こども計画策定事業 【子ども政策課】

※第 3 期子ども・子育て支援事業計画に紐づけなし

(事業内容) 国の「こども大綱」や、愛知県の「こども計画」を勘案し、各分野を横断的に施策にまとめ、こどもや子育て当事者等の意見を反映させながら、こども施策を総合的に推進することを目的とする「(仮称) 長久手市こども計画」を策定します。

(説明)

令和 7 年度に実施した、こども・若者に対するアンケート調査等を踏まえ、課題等を把握・整理し、令和 8 年度に「(仮称) 長久手市こども計画」を策定します。

(主な予算)

・(仮称) 長久手市こども計画策定業務委託 R8 2,731 千円 (R7 2,722 千円)

2 乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)(NO. 24) 【子ども未来課】

(施策の柱) 多様な子育て支援サービスの充実

(事業内容) 乳児又は幼児であって満 3 歳未満のもの(保育所に入所しているもの等は除く)に適切な遊び及び生活の場を与えるとともに、子育てについての情報の提供、助言その他の援助を行います。

(第 3 期子ども子育て支援事業計画 P43 参照)

(説明)

現行の幼児教育・保育給付に加え、生後 6 か月から満 3 歳未満の児童が、保護者の就労要件を問わず時間単位で柔軟に利用できる新たな通園制度である「こども誰でも通園制度」を開始します。2026 年度から子ども・子育て支援法に基づく新たな給付制度として実施します。

(主な予算)

・乳児等支援給付費 23,760 千円

3 長久手市こどもの権利条例制定事業 (NO. 39)

【子ども政策課】

(施策の柱) 社会的支援が必要な家庭・児童への支援体制の充実

(事業内容) こどもの権利を保障し、こども施策を推進することを主たる目的とする「長久手市こどもの権利条例」を制定します。

(説明)

令和8年度中の条例制定に向け、条例案に対するパブリックコメントを実施するとともに、市内在住の小学5年生から高校生までのこどもで構成する「こども会議」を開催し、こどもの権利の普及啓発について話し合います。

また、条例の周知・啓発を目的としたイベントを開催するとともに、市民や関係機関に対し、こどもの権利に関する普及啓発を行います。

4 発達相談業務及び療育支援体制の充実 (NO. 77)

【子ども家庭課】

(施策の柱) すべてのこどもが健やかに成長するための保健施策の充実

(事業内容) 発達が気になる児童の早期発見・早期アセスメントや家族を含めた包括的な支援を行います。また、重症心身障がい児、医療的ケア児も含め、関係機関との連絡調整を担います。

(第3期子ども子育て支援事業計画 P57 参照)

(説明)

医療的ケア児とその家族を地域で支えるサービス(医療的ケア児在宅レスパイト事業)として、訪問看護ステーション等の看護師が、家族の代わりに看護や介護を提供し、家族の休息時間の確保や負担の軽減、きょうだい児(障がいのある児童の兄弟姉妹)と過ごす時間を創出できるようにします。

(主な予算)

・医療的ケア児在宅レスパイト事業委託 2,673千円